

# クリエイティブ・コモンズの可能性―クラス解散後の共同著作物をどう管理するか

山陽女子高等学校 情報科 教諭 野村 泰介

## 1. はじめに

私は地歴科教諭の立場で平成20～21年度、世界史Bの授業実践として、公開を前提としたビデオ制作実習を行った。その際、制作したビデオのインターネット公開についての課題が浮上した。昨年発表した拙稿『ビデオ制作を通じた海外との著作権許諾処理の実践』において、「科目「世界史B」の時間内で扱うことは地歴科の指導計画は難しいため、教科「情報」と連携し、科目横断的に取り組んでいきたい。」と結んだ。

平成22年度、私は情報科の教科主任として、より専門的に著作権教育について研究することとなり、昨年度までの課題を解決する実践を行った。

今回、実践対象とした授業は以下の通りである。

- 対象生徒 普通科アクティブイングリッシュコース・音楽科1年生36名
- 授業 情報A（2学科合同授業）
- 実践期間 平成22年9月～11月
- 時間数 18時間

このクラスは、2つの異なる学科が合同で受講する授業である。普通科アクティブイングリッシュコースは、英語を通じて国際人の育成を目指すことを目的とし、音楽科はハイレベルな専門科目を多数履修することにより音楽大学進学を目指すことを目的としている。

今回の実践では、それぞれのコースの特性を活かして「音楽制作実習」を行った。昨年度「世界史B」の授業より引き継いだ「カウラ事件」を題材に、オーストラリアのカウラに留学する日本人少年のための「応援歌」を授業の中で制作することにした。（注1）音楽科生徒を中心に作詞・作曲を行い、アクティブイングリッシュコースの生徒を中心に、英語でのホームページを作って世界を対象に公開した。インターネットによる公開を行っ

たのは、生徒の多くは自分たちの作った音楽をより多くの人に知ってもらいたいという意思を持っていたためである。しかし、インターネット公開にあたって、次の2点の問題点が浮上した。

①無断改変・再配布など著作権侵害のリスク

②クラス解散後の著作権管理

問題点①については、昨年度までの授業の実践における継続課題である。②については新たに気づいた課題であり、後述する。

それら2点の問題を解決するために、今回実践にとりいれたのは、新しい著作権管理の在り方として注目されつつある「クリエイティブ・コモンズ」の概念である。今回、クリエイティブ・コモンズの概念を教育に活用する実践について報告したい。

## 2. 授業計画

全18時間の授業のうち、座学に5時間、実習に13時間充当した。

座学ではカウラ事件についての概説、著作権に関する基礎的な学習を行った後、クリエイティブ・コモンズの概念の学習、今回の実習への意味づけを行った。教材はすべて指導教諭の作成したプリントを使用した。

実習では、授業受講生全員がひとつの「音楽制作集団」であり、共同著作者になるという意識を持たせるために、次の2点を活動基本方針とした。

1. 制作の役割を班分けし、全員が何からの形で制作に対する責任を持つ（「音楽制作集団」としての自覚）

2. 全員が歌の録音に参加する（共同著作者としても意識付け）

1. において、以下の通りの班分けを行った。生徒は何れか4つの班に所属し、さらに細かい係を担当した。それぞれの班にグループライダーを

置き、指導教諭との連絡係りとした。

◆クリエイティブ班

- ・作詞係
- ・作曲係
- ・演奏・ボーカル係

◆エンジニア班

- ・編集係
- ・マイクエンジニア係
- ・CDプレス係

◆PR班

- ・ジャケットデザイン係
- ・HP・ブログ作成係

◆総務班

- ・記録係
- ・庶務係

### 3. 直面する問題

上記1.の項でも記したが、制作物をインターネット上で公開するにあたり、次の2点の問題が浮上した。

①無断改変・再配布など著作権侵害のリスク

②クラス解散後の著作権管理

①について、昨年度発表した拙稿では、インターネットに公開した際の無断複製・改変のリスクに対し、ストーリーミング形式での公開が望ましい、としたが、授業実践に使える予算や、指導者の技術的な面などで実現は困難であった。そこで、無料で利用できるWeb上の動画共有システム「YouTube」にアップロードし、公開することにした。一般的に、YouTubeの公式サイトから公開されたファイルをダウンロードすることはできないが、別サイトを経由して対象ファイルのダウンロードを可能にする方法も多数公開されている。このことから、YouTubeへのアップロードが無断複製を完全に防ぐ有効な手段と成ることはない。

②について、音楽制作実習そのものは、2010年11月末で完結した。しかし、本プロジェクトは完成した作品を公開した時点で終わりではない。授業内で制作した「応援歌」を世界の人に広く知ってもらうことが目的である。インターネ

ット上に公開したのは制作物のPRのためでもある。PRが軌道に乗れば、インターネット上に公開されている音声データを聴いたユーザーが、高音質の音源を希望するケースや、ラジオなどのメディアで紹介されるケースも想定している。

しかし、今回の実践は11月末で区切られており、その後このプロジェクトのために授業時間をとることはできない。更に、2010年3月末で「情報A」の授業そのものが完結してしまい、音楽科・普通科アクティブイングリッシュコース合同というクラスも解散してしまう。

著作者が個人の場合は、年数が経過しても著作者本人への許諾申込で、再配布などが可能であるが、今回のケースのような共同著作物の場合、クラスを解散してしまうと制作物を使用したいユーザーはどこに問い合わせてよいかわからず、公開している制作物に対する責任の所在が宙に浮いてしまう。指導教諭に委託するということも考えられるが、転勤その他で次年度以降も確実に著作権管理できるとは限らない。しかしながら著作権を放棄することはこちらの意図しないところでの改変・再配布の危険性もあり、その方法を選択することはできない。

以上のことから、長期間に渡り公開し、多くの人に広めていく、ということは、著作権管理を厳格にしようとするほど制約されてしまう。

### 4. クリエイティブ・コモンズとは

「クリエイティブ・コモンズ」とは、作品の利用と流通を図ろうとする活動またはその活動を行う団体の名前である。アメリカに本部があり、世界で50以上の国・地域で活動が行われている。日本では、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンというNPO法人が中心となって活動を行っている。

著作権の、作品の創作と同時に権利が発生するという原則により、「他人が著作権を持っている作品」を著作者の許諾なしに使うことは許されない。しかし、著作者の中には

- ・自分が作った作品を皆が知ってほしい
- ・自分の作品を使ってくほしい

・自分の作品に手を加えて遊んでもいいよ  
 というような考えを持つ者も多くいる。特に、インターネット上では皆と共有することに満足を得る人も多く見受けられる。ところが、従来の著作権の概念ではこれらを実現する自由が阻害されており、場合によっては悪気がなくても「著作権侵害」にあたるケースがみられる。そこで、著作権の存在を前提としながら、クリエイター同士が安心して作品を使いあって楽しめるためのツール、「クリエイティブ・コモンズライセンス」が登場した。

クリエイティブ・コモンズでは、多くのクリエイターが望むと思われる典型的な条件（「表示」「非営利」「改変禁止」「継承」）を4つ準備し、それぞれ、アイコンでわかりやすく表示している。クリエイターは、この4つのアイコンを組み合わせ、自分の作品の利用条件を発信することができる。なお、クリエイティブ・コモンズは従来の著作権の概念ではカバーしきれない、インターネット時代の作品の発表・共有・再配布を意識した新しい考えであるが、その根本は著作権法上に成り立っている。

## 5. 制作から公開まで

授業時数18時間のうち、教室での座学を5時間、コンピュータ教室での実習を13時間充てた。それぞれの授業内容は以下の通りである。

種別	内容	時数
座学 (5時間)	カウラ事件について	1
	著作権の基礎	2
	クリエイティブコモンズについて	2
実習 (13時間)	班分け	1
	各班ごと仕事内容の確認	1
	班別作業 (前半: 9月~10月中旬)	4

中間報告	1
班別作業 (後半: 10月中旬~11月下旬)	4
コーラス全員録音	1
アップロード完成披露	1

座学について、最初の1時間を、カウラ事件の概要、本校との関わり、受講生の先輩の代からの継続的な活動を昨年度制作したビデオを視聴して学んだ。著作権の基礎については、著作権の定義、著作権と著作者人格権、留意すべき事項などをプリントを使って学習した。(別紙1) クリエイティブ・コモンズについては、既存の教材がないので、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのサイト (<http://creativecommons.jp/>) を参考に、解説プリントを作成した。(別紙2)

実習の授業は、事前に決めた4つの班(クリエイティブ班・エンジニア班・PR班・総務班)に分かれての作業とした。班の中に更に係を細分し、個人個人の責任の所在を明らかにした。班ごとに班長をおき、指導教諭との連絡係とした。班員の作業進捗状況把握のため、授業ごとに「音楽制作実習進捗シート」を班長がまとめ、提出させた。(別紙3)

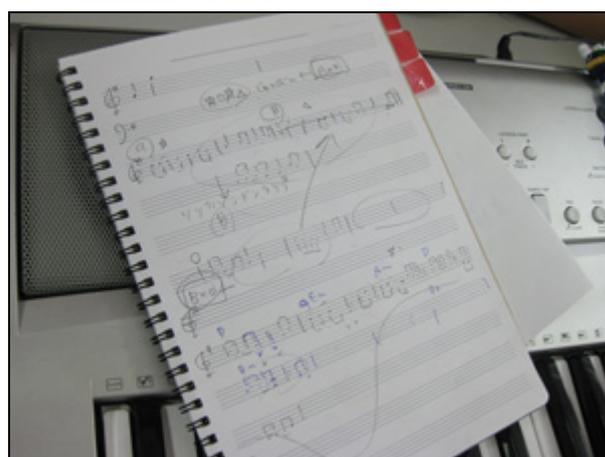


図1 作曲の途中経過

9月から10月中旬に行われた前半の班別作業で、各班は以下の作業を行った。

- ◆クリエイティブ班…作詞および作曲 (別紙4)
- ◆エンジニア班…録音機器の使用法マスター

- ◆ P R 班…公開用 web のラフデザイン
  - ◆ 総務班…デジカメを使い授業の様子を撮影
- 10月中旬に各班の班長が中間発表を行い、お互いの作業の進捗状況を報告した。



図2 中間報告の様子

後半は、完成へ向けての具体的な作業となった。作業内容は以下の通りである。

- ◆ クリエイティブ班とエンジニア班…パソコンを使ってのレコーディング作業。
- ◆ P R 班…日本語および英語の web ページ制作。
- ◆ 総務班…web 原稿の英訳。

制作環境は以下の通りである。

編集用ノート PC Lenovo R500

オーディオインターフェイス（アナログ音源をデジタル変換する機器） EDIROL FA-66

音楽編集ソフト Cakewalk SONAR8.5

録音用マイク RODE NTG-2

Web 制作 ホームページビルダー

CD ジャケット制作 adobe photoshop Element8

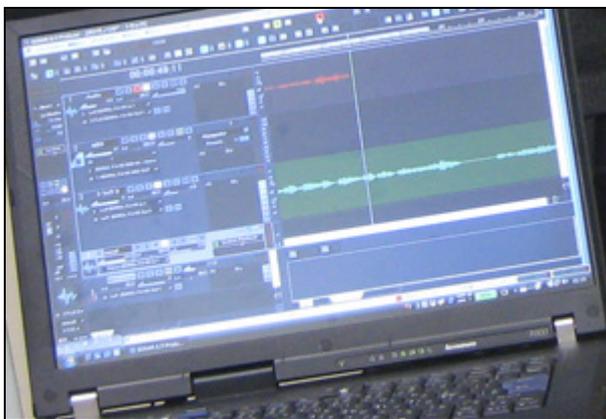


図3 パソコンによる編集作業

11月下旬、受講者全員のコーラスをレコーディングして「応援歌」は完成した。すぐにインターネット上にアップロードできる形式に変換し、YouTube にアップロードした。同時に完成したホームページにアップロードした YouTube のリンクを貼って、公開完了した。合わせて、カウラの少年に贈呈するための CD を制作した。



図4 コーラスのレコーディング

最後に、アップロードした作品および Web ページにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを表示した。今回の目的—クラス解散後もスムーズに作品を流通させたい—に合うライセンスは、「表示—非営利—改変禁止」とした。原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを守れば、作品を自由に再配布できる CC ライセンスである。ライセンス登録は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスジャパンのサイトより行った。



図5 「表示—非営利—改変禁止」ライセンス

## 6. 成果と課題

昨年度、公開を前提としたビデオ制作を行ったが、制作生徒の卒業を控え、その後の著作権管理責任をどのようにするかという課題が表面化した。特にネット上で自由に閲覧できる形式で公開する場合の管理が難しく、先の実践では断念したが、今回の実践における、クリエイティブ・コモ

ンズ」の概念はその問題の大部分をクリアすることができた。「表示－非営利－改変禁止」のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを表示することにより、上記の条件の下での自由な再配布を認めた。このことにより、クラスが解散して、共同著作物の明確な責任者が見えにくくなったとしても、作品の円滑な流通が可能となった。

生徒たちは、音楽制作の実習を通じて「著作者」の立場で著作権について学ぶことにより、重要性を知ることができた。また、クラスが解散した後の作品管理方法を「クリエイティブ・コモンズ」という新しい概念でもって考えることができ、大変意義深い実践となった。

一方、実習での技術面、未成熟なクリエイティブ・コモンズという2点が課題として残った。

技術面について、今回、パソコンによる音楽編集ソフトを使用して歌を制作したが、その使用方法が難しく、授業時間内での完結が難しく、放課後残った作業が続いた。また、ソフトの持つ機能を十分に使うことができたといえず、指導教諭の今後のスキルアップの必要性を感じた。

「未成熟なクリエイティブ・コモンズ」という点では、この概念に対する歴史が浅く、教育実践の例も無いことから、想定外の問題が出てくる可能性も否定できない。例えば、ライセンスを表示しているにもかかわらず、違反行為が行われた場合の対処法をどうすればよいのか。クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのサイトによると、このような場合は「利用者に対してその改変された作品や二次的著作物から、名前を削除するよう要請することができます。」と書かれているにとどまっておらず、具体的紛争の事例などは紹介されていない。このことから、前例が無く、かつ実践後間もない状態であるだけに、今後の状況推移を注意深く見守る必要があるだろう。

最後に実践で公開したURLを紹介するので参照していただければ幸いである。

<http://www.sanyojoshi.ed.jp/im/index.html>

(のむら たいすけ 山陽女子高等学校)

#### 注1

山陽女子高校では、各教科で自分たちの関心あるテーマについて調べたことを様々な媒体により「発信」することを通じてそのテーマのもつ社会的意義を世間に伝える活動を授業・課外活動を通じて行っている。2008年秋より大規模な第二次世界大戦中の日本人捕虜脱走事件、「カウラ事件」をテーマに様々な取り組みを行っている。生徒たち有志は2010年4月より「カウラで野球チームを作りたい」という夢を持つカウラの日本人少年との交流を始めた。インターネットによるビデオ通話を通じて、「65年前、捕虜であった日本人が楽しんでいた野球を、再びカウラで広めたい!」という少年の夢を物心両面から応援している。